令和７年度
コンサルティング利用支援
新宿区子ども未来基金 地域活動支援のご案内

～子どもの育ちを支援する地域活動団体等にコンサルティングを活用した支援を行います～

１　目的

新宿区子ども未来基金を活用し、子どもと子育て家庭を支援する地域活動団体等が継続的に安定した活動できるように、または新たに活動が始められるように、コンサルティングを受ける機会を提供し、子育て家庭の福祉の向上を図ります。

２　コンサルティングの項目

活動資金の確保

・寄付の集め方
・クラウドファンディングの方法等

人材確保・育成

・ボランティアの確保、定着
・リーダーの育成等

周知の方法

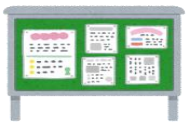

・活動のPR方法
・周知チラシ作成等

会計処理の方法

・領収書や帳簿管理
・予算、決算作成
・法人化等

※複数の項目を選択でき、1項目につき３回/年度まで利用できます。
※同じ年度内で同じ項目を選ぶことはできません。

３　１項目あたりのコンサルティングの進め方

１回目
ヒアリングによる課題把握

解決したい課題やこれからの活動等についてお聞きします。

２回目
改善策等の提案

コンサルタントが情報提供や解決策の提案を行い、それをもとに取り組む内容を検討し、実行していきます。

３回目
効果検証と今後への提言

取り組んだ内容を検証し、その効果と今後の取り組み内容を検討し、提言します。

※１項目あたり８時間までフォローアップ相談をさらに受けられます。

４　対象

・新宿区内に居住する子ども（原則として１８歳未満）と子育て家庭を対象に育成支援活動を新たに行おうとする団体・個人
・新宿区内で育成支援活動を行っており、継続的に活動するにあたり、課題を抱えている団体・個人
※特定の政治的活動もしくは宗教的活動や営利を目的とした活動の場合は対象外です。
※支援の利用を初めて決定した日の属する年度を含めて２年度（個人として支援の利用を開始し、団体を設立して引き続き支援を利用しようとする場合は３年度）を超えて申請する場合は区内で活動を実施していることが申請の条件となります。

５　受付期間

令和７年３月２５日（火）～１２月２６日（金）
午前8時３０分から午後５時まで　※土・日・祝日を除く

6　コンサルティング利用支援の流れ

事前相談

コンサルティング利用支援を受けたい場合は、必ず子ども家庭課企画係の窓口にて事前相談を受けてください。（要予約）

申請

期日までに子ども家庭課企画係まで次の書類をご提出ください。書類は新宿区のHPからダウンロードできます。

- 新宿区子ども未来基金活動支援利用申請書
- 支援利用調査書
- 活動計画書
- 団体の場合：団体の概要及び経歴
- 個人の場合：申請者の履歴書

審査・決定

申請書類に基づき、審査を行い、利用可否をお知らせします。申請から決定通知までは１か月程度かかります。

利用開始

コンサルタントから連絡がありますので、利用開始してください。なお、初回の日程調整などは直接行ってください。

実績報告

コンサルティング終了後、期限までに次の書類を子ども家庭課企画係までご提出ください。

- 新宿区子ども未来基金活動支援利用報告書
- 支援利用評価表

（書類は決定通知を送付する際に、別途ご案内します。）

【提出期限】 終了後１か月以内もしくは令和８年４月１０日のいずれか早い方

7　コンサルティング利用期間について

・支援の利用期間は、支援の利用を初めて決定した日の属する年度を含めて連続した１０年度間を上限とします。
・個人として支援の利用決定を受けたものが、団体の代表者となって団体を設立し、その団体が支援を受けようとする場合は、個人として支援を決定した時から起算します。
・支援は、連続した２年度間に限り利用できるものとし、続く１年度間は利用できません。ただし、個人として支援の利用を開始し、団体を設立して引き続き支援を利用しようとする場合は、連続した３年度間を上限とします。

8　利用者の声

現状を客観的に見ることができたので必要な支援体制を構築できた

長年周知に悩みがあったが、団体としての基本的な指針を明確にすることの大切さを知った

9　問い合わせ先

新宿区 子ども家庭部 子ども家庭課 企画係　（新宿区役所本庁舎２階）
〒１６０－８４８４　新宿区歌舞伎町１－４－１
電話：０３－５２７３－４２６１　Ｅメール：ko-kikaku@city.shinjuku.lg.jp
https://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/kodomok02_002040_00001.html

詳細はHPへ